



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年7月1日火曜日 第623号

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県公害防止条例施行規則等の一部を改正する規則……………（環境・ゼロカーボン推進課）… 522
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………（建築住宅課）… 530

告 示

- 救急病院の撤回……………（医療対策課）… 532
- 土地改良区の定款変更の認可……………（中予地方局農村整備第一課）… 532
- 道路の区域変更（一般国道197号外）……………（南予地方局大洲土木事務所）… 532

公 告

- 収納庫（キャビネット）の購入……………（会計課）… 532
- ファイバーレーザー加工機の購入……………（ ）… 533

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第30号

愛媛県公害防止条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年7月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県公害防止条例施行規則等の一部を改正する規則

（愛媛県公害防止条例施行規則の一部改正）

第1条 愛媛県公害防止条例施行規則（昭和47年愛媛県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（排水基準等） 第22条 省略 2 前項に規定する排水基準は、別表第11の中欄に掲げる有害物質の種類及び別表第12の中欄に掲げる項目（同表の13の項に掲げる項目を除く。）にあつては環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月環境庁告示第64号）に定める方法、同表の13の項に掲げる項目にあつては日本産業規格（以下「規格」という。）K0102—3の4.5.3、18.4又は18.5に定める方法により検定した場合における検出値（規格K0102—3の4.5.3に定める方法により検定する場合は、波長232.0ナノメートルで測定した検出値とする。）によるものとする。 3 第1項に規定する排水基準を規格K0102—3の4.5.3に定める方法により検定する場合における検出値による場合であつて、試料中に当該検定の結果に影響を及ぼすおそれがある物質が含まれると認められるときは、当該検定は、規格K0102—3の4.1.7b)14)に定める方法により調製されたニッケル標準液を用いて、規格K0102—3の13.3に定める操作により行うものとする。この場合において、マトリックスモディファイヤーには、硝酸パラジウム（Ⅱ）溶液その他の試薬のうちから適切なものを使用するもの	（排水基準等） 第22条 省略 2 前項に規定する排水基準は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づく 環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月環境庁告示第64号）及び 日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の59.1から59.4まで に定める方法により検定した場合における検出値 によるものとする。

とする。

(愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(提出部数)			(提出部数)		
第21条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部及び副本 <u>1部</u> とする。ただし、知事が必要と認めるときは、これを増加し、又は減ずることがある。			第21条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部及び副本 <u>2部</u> とする。ただし、知事が必要と認めるときは、これを増加し、又は減ずることがある。		
別表第1 （第3条、第4条の3関係）			別表第1 （第3条、第4条の3関係）		
項目	基 準 値	測 定 方 法	項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	<u>土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号。以下「土壌環境基準告示」という。）別表カドミウムの項測定方法の欄に掲げる方法（検液中濃度に係るものに限る。）</u>	カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	<u>土壌環境基準告示別表全シアンの項測定方法の欄に掲げる方法</u>	全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法（規格K0102の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	<u>土壌環境基準告示別表有機^{りん}燐の項測定方法の欄に掲げる方法</u>	有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。）付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	<u>土壌環境基準告示別表鉛の項測定方法の欄に掲げる方法</u>	鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	<u>土壌環境基準告示別表六価クロムの項測定方法の欄に掲げる方法</u>	六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
砒 ^ひ 素	検液1リットルにつき0.01ミリグラ	<u>土壌環境基準告示別表砒^ひ素の項測定方法の欄に掲げる方法</u>	砒 ^ひ 素	検液1リットルにつき0.01ミリグラ	<u>検液中濃度に係るものにおいて、規格K0102の61に定める方</u>

	ム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等1キログラムにつき15ミリグラム未満			ム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等1キログラムにつき15ミリグラム未満	法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）に定める方法	
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	<u>土壌環境基準告示別表総水銀の項測定方法の欄に掲げる方法</u>		総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	<u>土壌環境基準告示別表アルキル水銀の項測定方法の欄に掲げる方法</u>		アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表3及び排水基準告示付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	<u>土壌環境基準告示別表P C Bの項測定方法の欄に掲げる方法</u>		P C B	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土砂等1キログラムにつき125ミリグラム未満	<u>土壌環境基準告示別表銅の項測定方法の欄に掲げる方法</u>		銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土砂等1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）に定める方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	<u>土壌環境基準告示別表ジクロロメタンの項測定方法の欄に掲げる方法</u>		ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	<u>土壌環境基準告示別表四塩化炭素の項測定方法の欄に掲げる方法</u>		四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	<u>土壌環境基準告示別表クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）の項測定方法の欄に掲げる方法</u>		クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号。以下「地下水環境基準告示」という。）付表に掲げる方法
1,2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	<u>土壌環境基準告示別表1,2—ジクロロエタンの項測定方法の欄に掲げる方法</u>		1,2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	<u>土壌環境基準告示別表1,1—ジクロロエチレンの項測定方法の欄に掲げる方法</u>		1,1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2—ジクロ	検液1リットルにつき0.04ミリグラ	<u>土壌環境基準告示別表1,2—ジクロロエチレンの項測定方法の欄に</u>		1,2—ジクロ	検液1リットルにつき0.04ミリグラ	シス体にあつては規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方

ロエチレン	μ以下	<u>掲げる方法</u>	ロエチレン	μ以下	<u>法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法</u>
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	<u>土壌環境基準告示別表1.1.1-トリクロロエタンの項測定方法の欄に掲げる方法</u>	1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	<u>規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</u>
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	<u>土壌環境基準告示別表1.1.2-トリクロロエタンの項測定方法の欄に掲げる方法</u>	1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	<u>規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</u>
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	<u>土壌環境基準告示別表トリクロロエチレンの項測定方法の欄に掲げる方法</u>	トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	<u>規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</u>
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	<u>土壌環境基準告示別表テトラクロロエチレンの項測定方法の欄に掲げる方法</u>	テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	<u>規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</u>
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	<u>土壌環境基準告示別表1.3-ジクロロプロペンの項測定方法の欄に掲げる方法</u>	1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	<u>規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法</u>
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	<u>土壌環境基準告示別表チウラムの項測定方法の欄に掲げる方法</u>	チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	<u>環境基準告示付表5に掲げる方法</u>
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	<u>土壌環境基準告示別表シマジンの項測定方法の欄に掲げる方法</u>	シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	<u>環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法</u>
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	<u>土壌環境基準告示別表チオベンカルブの項測定方法の欄に掲げる方法</u>	チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	<u>環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法</u>
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	<u>土壌環境基準告示別表ベンゼンの項測定方法の欄に掲げる方法</u>	ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	<u>規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法</u>
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	<u>土壌環境基準告示別表セレンの項測定方法の欄に掲げる方法</u>	セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	<u>規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法</u>
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	<u>土壌環境基準告示別表ふっ素の項測定方法の欄に掲げる方法</u>	ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	<u>規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170—6の6</u>

ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	土壌環境基準告示別表ほう素の項測定方法の欄に掲げる方法
1,4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	土壌環境基準告示別表1,4—ジオキサンの項測定方法の欄に掲げる方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壌環境基準告示 _____ 付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2・3 省略
- 4 この表の1,2—ジクロロエチレンの濃度は、_____ シス体の濃度と _____ トランス体の濃度との和とする。

別表第2（第4条、第4条の2関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	<u>地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号。以下「地下水環境基準告示」という。）別表カドミウムの項測定方法の欄に掲げる方法</u>
全シアン	検出されないこと。	<u>地下水環境基準告示別表全シアンの項測定方法の欄に掲げる方法</u>
有機燐 ^{りん}	検出されないこと。	<u>水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づき環境大臣が定める検定方法（平成元年8月環境庁告示第39号）別表有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）の項検定方法の欄に掲げる方法</u>

		<u>図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102の34.1.1c）（注²）第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び環境基準告示付表7に掲げる方法</u>
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	<u>規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法</u>
1,4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	<u>環境基準告示付表8に掲げる方法</u>

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2・3 省略
- 4 この表の1,2—ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第2（第4条、第4条の2関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	<u>規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法</u>
全シアン	検出されないこと。	<u>規格K0102の38.1.2（規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は環境基準告示付表1に掲げる方法</u>
有機燐 ^{りん}	検出されないこと。	<u>排水基準告示付表1に掲げる方法</u>

鉛	1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	地下水環境基準告示別表鉛の項測定方法の欄に掲げる方法	鉛	1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	1リットルにつき 0.05ミリグラム以下	地下水環境基準告示別表六価クロムの項測定方法の欄に掲げる方法	六価クロム	1リットルにつき 0.05ミリグラム以下	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.7を除く。）に定める方法 （ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
砒素	1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	地下水環境基準告示別表砒素の項測定方法の欄に掲げる方法	砒素	1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	1リットルにつき 0.0005ミリグラム以下	地下水環境基準告示別表総水銀の項測定方法の欄に掲げる方法	総水銀	1リットルにつき 0.0005ミリグラム以下	環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	地下水環境基準告示別表アルキル水銀の項測定方法の欄に掲げる方法	アルキル水銀	検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	地下水環境基準告示別表P C Bの項測定方法の欄に掲げる方法	P C B	検出されないこと。	環境基準告示付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0102—3の11に定める方法	銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の52に定める方法
ジクロロメタン	1リットルにつき 0.02ミリグラム以下	地下水環境基準告示別表ジクロロメタンの項測定方法の欄に掲げる方法	ジクロロメタン	1リットルにつき 0.02ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	地下水環境基準告示別表四塩化炭素の項測定方法の欄に掲げる方法	四塩化炭素	1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	地下水環境基準告示別表クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）の項測定方法の欄に掲げる方法	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	地下水環境基準告示付表に掲げる方法
1,2—ジクロロエタン	1リットルにつき 0.004ミリグラム以下	地下水環境基準告示別表1,2—ジクロロエタンの項測定方法の欄に掲げる方法	1,2—ジクロロエタン	1リットルにつき 0.004ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法

1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき 0.1ミリグラム以下	<u>地下水環境基準告示別表1,1-ジクロロエチレンの項測定方法の欄に掲げる方法</u>
1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき 0.04ミリグラム以下	<u>地下水環境基準告示別表1,2-ジクロロエチレンの項測定方法の欄に掲げる方法</u>
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき 1ミリグラム以下	<u>地下水環境基準告示別表1,1,1-トリクロロエタンの項測定方法の欄に掲げる方法</u>
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき 0.006ミリグラム以下	<u>地下水環境基準告示別表1,1,2-トリクロロエタンの項測定方法の欄に掲げる方法</u>
トリクロロエチレン	1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	<u>地下水環境基準告示別表トリクロロエチレンの項測定方法の欄に掲げる方法</u>
テトラクロロエチレン	1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	<u>地下水環境基準告示別表テトラクロロエチレンの項測定方法の欄に掲げる方法</u>
1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	<u>地下水環境基準告示別表1,3-ジクロロプロペンの項測定方法の欄に掲げる方法</u>
チウラム	1リットルにつき 0.006ミリグラム以下	<u>地下水環境基準告示別表チウラムの項測定方法の欄に掲げる方法</u>
シマジン	1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	<u>地下水環境基準告示別表シマジンの項測定方法の欄に掲げる方法</u>
チオベンカルブ	1リットルにつき 0.02ミリグラム以下	<u>地下水環境基準告示別表チオベンカルブの項測定方法の欄に掲げる方法</u>
ベンゼン	1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	<u>地下水環境基準告示別表ベンゼンの項測定方法の欄に掲げる方法</u>
セレン	1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	<u>地下水環境基準告示別表セレンの項測定方法の欄に掲げる方法</u>
ふっ素	1リットルにつき 0.8ミリグラム以下	<u>地下水環境基準告示別表ふっ素の項測定方法の欄に掲げる方法</u>

1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき 0.1ミリグラム以下	<u>規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法</u>
1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき 0.04ミリグラム以下	<u>シス体にあつては規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法</u>
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき 1ミリグラム以下	<u>規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</u>
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき 0.006ミリグラム以下	<u>規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</u>
トリクロロエチレン	1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	<u>規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</u>
テトラクロロエチレン	1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	<u>規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</u>
1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	<u>規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法</u>
チウラム	1リットルにつき 0.006ミリグラム以下	<u>環境基準告示付表5に掲げる方法</u>
シマジン	1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	<u>環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法</u>
チオベンカルブ	1リットルにつき 0.02ミリグラム以下	<u>環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法</u>
ベンゼン	1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	<u>規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法</u>
セレン	1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	<u>規格 K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法</u>
ふっ素	1リットルにつき 0.8ミリグラム以下	<u>規格 K0102の34.1（規格 K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸</u>

ほう素	1リットルにつき 1ミリグラム以下	地下水環境基準告示別表ほう素の 項測定方法の欄に掲げる方法
1,4— ジオキ サン	1リットルにつき 0.05ミリグラム以 下	地下水環境基準告示別表1,4—ジ オキサンの項測定方法の欄に掲げ る方法

備考

1・2 省略

3 この表の1,2—ジクロロエチレンの濃度は、
シス
体の濃度と
トランス体の濃度との和とする。

様式第2号（第7条関係） 特定事業許可申請書

（表） 省略

（裏）

添付書類

1～11 省略

12 申請者に愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の
防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36
号）第9条に規定する使用人がある場合にあっては、そ
の者の住民票の写し

13・14 省略

省略

		10ミリリットル、りん酸60ミリリ ットル及び塩化ナトリウム10グラ ムを溶かした溶液とグリセリン 250ミリリットルを混合し、水を 加えて1,000ミリリットルとした ものを用い、規格K0170—6の6 図2注記のアルミニウム溶液のラ インを追加する。）に定める方法 又は規格K0102の34.1.1c）（注 ² ） 第3文及び規格K0102の34の備考 1を除く。）に定める方法（懸濁 物質及びイオンクロマトグラフ法 で妨害となる物質が共存しないこ とを確認した場合にあっては、こ れを省略することができる。）及 び環境基準告示付表7に掲げる方 法
ほう素	1リットルにつき 1ミリグラム以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4 に定める方法
1,4— ジオキ サン	1リットルにつき 0.05ミリグラム以 下	環境基準告示付表8に掲げる方法

備考

1・2 省略

3 この表の1,2—ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125
の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法により測定されたシス
体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
により測定されたトランス体の濃度の和とする。

様式第2号（第7条関係） 特定事業許可申請書

（表） 省略

（裏）

添付書類

1～11 省略

12 申請者に規則

第9条に規定する使用人がある場合にあっては、そ
の者の住民票の写し

13・14 省略

省略

（愛媛県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第3条 愛媛県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年愛媛県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 （経過措置） 2 次の表の左欄に掲げる有害物質の種類についての同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（愛媛県公害防止条例（昭和44年愛媛県条例第23号。以下「条例」という。）第34条第1項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。）から公共用水域に排出され	附 則 （経過措置） 2 次の表の左欄に掲げる有害物質の種類についての同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（愛媛県公害防止条例（昭和44年愛媛県条例第23号。以下「条例」という。）第34条第1項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。）から公共用水域に排出され

る水（以下「排水水」という。）の汚染状態に係る同項の排水基準（以下「排水基準」という。）は、当分の間、改正後の愛媛県公害防止条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第11の規定にかかわらず、それぞれ次の表の右欄に掲げるとおりとする。

有害物質の種類	業 種	許 容 限 度
ふつ 弗素及びその化合物	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	1リットルにつきふつ 素10ミリグラム
	省略	
備考 省略		

る水（以下「排水水」という。）の汚染状態に係る同項の排水基準（以下「排水基準」という。）は、当分の間、改正後の愛媛県公害防止条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第11の規定にかかわらず、それぞれ次の表の右欄に掲げるとおりとする。

有害物質の種類	業 種	許 容 限 度
ふつ 弗素及びその化合物	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	1リットルにつきふつ 素12ミリグラム
	省略	
備考 省略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第31号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年7月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和25年愛媛県規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(建築物の定期報告____)			(建築物の定期報告 <u>の時期</u>)		
第6条 省略			第6条 省略		
<u>2 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年3月国土交通省告示第282号。以下「平成20年告示」という。）第2本文の規定により特定行政庁が規則で付加する法第12条第1項の規定による調査の項目、方法及び結果の判定基準は、別表に定めるとおりとする。</u>					
<u>3 平成20年告示第2後段の規定により特定行政庁が規則で指定する建築物は、平成20年告示第1第1項第1号に掲げる建築物とする。</u>					
附 則			附 則		
省略			省略		
<u>別表（第6条関係）</u>					
建築物の内部	調 査 項 目		調査方法	判定基準	
	常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。以下「常閉防火扉」という。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。	
		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	

避難施設等			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
			固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
		人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてブッシュシムプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年12月建設省告示第2563号）第1第1号又は第2号イの規定に適合しないこと。
		居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
			換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
	階段	特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
		排煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
		排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	その他	非常用エレベーター	昇降路又は政令第129条	各階の主要な排煙設備	排煙設備が作動しない

他の設備等		の13の3第3項に規定する乗降口ビーの排煙設備の作動の状況	の作動を確認する。	こと。
	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第655号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。

令和7年7月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名
白 石 病 院	今治市松本町一丁目5番地9	医療法人慈風会

○愛媛県告示第656号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、北条市土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年7月1日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

○愛媛県告示第657号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年7月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	大洲市肱川町字和川3369番地先から同町字和川3378番1地先まで	旧	メートル 12.9～ 22.4	キロメートル 0.074	
			新	46.4～134.0	0.074	
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂1970番7から同町山鳥坂1962番5まで	旧	11.7～ 17.9	0.117	
			新	15.7～ 40.6	0.123	

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年7月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
(1) 件名

- 収納庫（キャビネット）の購入
- (2) 購入物品名及び数量
収納庫（キャビネット）一式
（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による。
- (4) 納入期限
令和8年3月31日（火）（納入時期については仕様書に記載）
- (5) 納入場所
愛媛県庁第二別館4～9階執務エリア等
- (6) 入札方法
ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912-2156
- (2) 入札書の受領期限
令和7年8月13日（水）午前9時から令和7年8月14日（木）午前9時59分まで
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所及び愛媛県電子入札システムによる。
- (4) 開札の日時及び場所
令和7年8月14日（木）午前10時
愛媛県庁本館1階 会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
提出期限：令和7年7月31日（木）午後5時
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
ア 契約保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。
イ 入札書の提出方法
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。
紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。
ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: a set of filing cabinets
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 14 August 2025
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-912-2156

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年7月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
ファイバーレーザー加工機の購入
- (2) 購入物品名及び数量
ファイバーレーザー加工機 一式
（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）
- (3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和8年2月27日（金）

(5) 納入場所

愛媛中央産業技術専門校 設備エンジニア科第3実習場

(6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912-2156

- (2) 入札書の受領期限

令和7年8月6日（水）午前9時から令和7年8月7日（木）午前9時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所及び愛媛県電子入札システムによる。

- (4) 開札の日時及び場所

令和7年8月7日（木）午前10時

愛媛県庁本館1階 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和7年7月23日（水）午後5時

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

イ 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力のうち、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Fiber Laser Cutting Machine, 1 Set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 7 August 2025
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-912-2156